

変動型最低制限価格制度の試行導入について

本市では、本市発注の土木工事を巡る官製談合防止法違反等事件を受け、変動型の最低制限価格制度（ランダム係数型）を試行導入することとしました。
なお、本制度は1年間試行導入し、本格導入を目指します。

1 対象案件

本市（市長、公営企業管理者、病院事業管理者）が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事のうち、最低制限価格を設定するもの。
なお、総合評価方式による工事は適用しません。

2 開始日

令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から。

3 最低制限価格の算定方法

最低制限価格基準額 × ランダム係数 = 最低制限価格（円単位）
【令和3年度までの最低制限価格】 【1円未満の端数は切捨て】

4 ランダム係数の確定方法

0.9990から1.0010の範囲で0.0001刻みの「21通り」の数値を入札参加者が入力する3桁の「くじ番号」と入札時に記録される「ミリ秒数」の総和により、開札直前に電子入札システム内でランダム係数を確定する。

例) 総和が2,012の場合

$$2,012 \div 21 = 95 \text{ 余り } 17$$

余り	ランダム係数	余り	ランダム係数	余り	ランダム係数
0	0.9990	7	0.9997	14	1.0004
1	0.9991	8	0.9998	15	1.0005
2	0.9992	9	0.9999	16	1.0006
3	0.9993	10	1.0000	17	1.0007
4	0.9994	11	1.0001	18	1.0008
5	0.9995	12	1.0002	19	1.0009
6	0.9996	13	1.0003	20	1.0010